（日本政策金融公庫資金）

牧野資金のご案内



資金の用途

- 牧野（草地）の造成、改良又は保全（災害復旧を含む）
- 牧野の保全・利用上の必要な施設の取得等
- 草地管理利用機械施設の取得等　※1

＜貸付対象となる事業の内容（例）＞

- 草地造成、草地改良
- 道路等整備
- 用排水施設整備
- 鳥獣害防止施設整備
- 隔障物整備
- 家畜保護施設整備
- 飼料貯蔵施設整備　　等

貸付対象事業

- 国庫補助事業
- 非補助事業　※2

対象者

- 農業を営む者
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 農業振興法人
- 公共牧場の管理・運営を行う地方公共団体（一部事務組合を含む）　等

貸付限度額

地元負担額

返済期間

25年以内（うち据置期間10年以内）

金利（R8.10.20時点）

区分		融資期間にかかわらず	融資期間別			
			5年	10年	15年	20年
補助	都道府県営	3.55%	－	－	－	－
	団体営	3.40%	－	－	－	－
非補助	一般	3.40%	－	－	－	－
	利子軽減	3.40%	－	－	－	－
災害復旧		－	2.35%	2.85%	3.25%	3.40%

※　最新の金利情報は㈱日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の各HP等にてご確認ください。

※　利子軽減対策事業は金融情勢の変化等を鑑み、平成8年9月20日より当分の間中止しています。

※1　草地管理利用機械施設に係る経費の貸付要件

- 草地造成又は改良と一体として行われるもの。
- 非補助事業の場合、地方公共団体（一部事務組合を含む）は貸付対象にならない。
- 非補助事業の場合、「高位生産草地転換計画」（牧草種子は奨励品種であること、土壌分析が行われること、導入される機械施設が経営規模等から適正なものであること等を備えた計画）を作成し、都道府県知事の承認を得ていること。　等

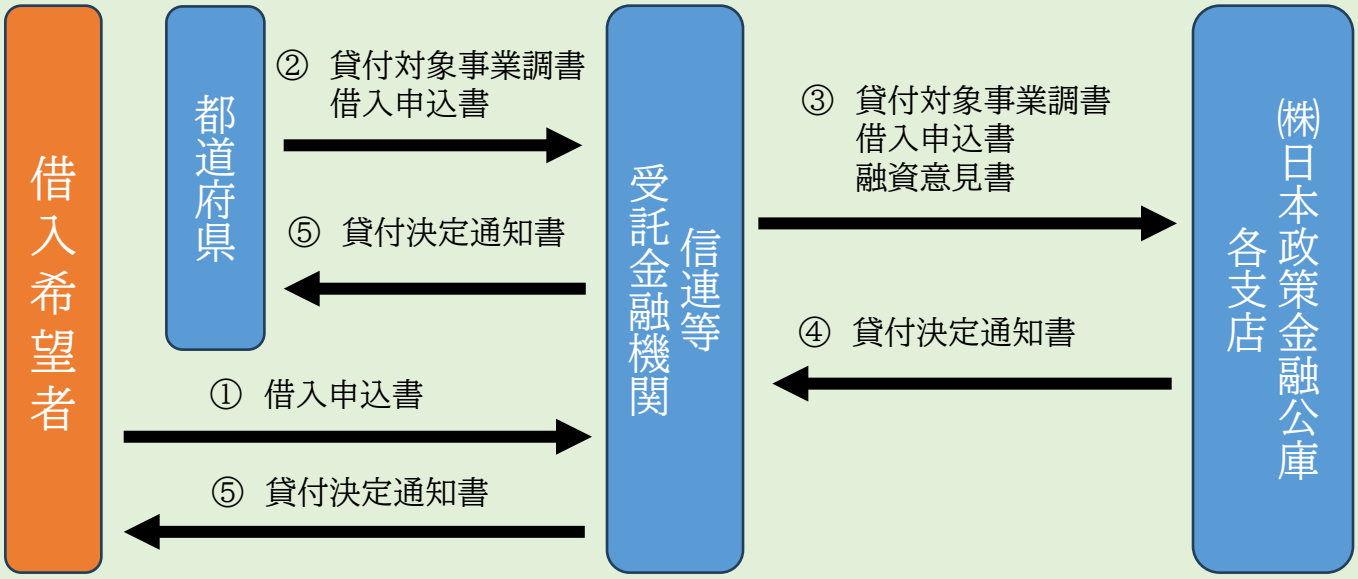
※2　非補助事業を行う地方公共団体（一部事務組合を含む）の貸付要件

- 当該公共牧場の過去3年間の牧場収支係数が1.00以下であり、今後とも健全な運営が見込まれること。
- 「公共牧場経営確立計画」が策定され、都道府県知事又は地方農政局長等の承認を受けていること。　等

手続きの方法（地方公共団体以外の方が借入者となる場合）

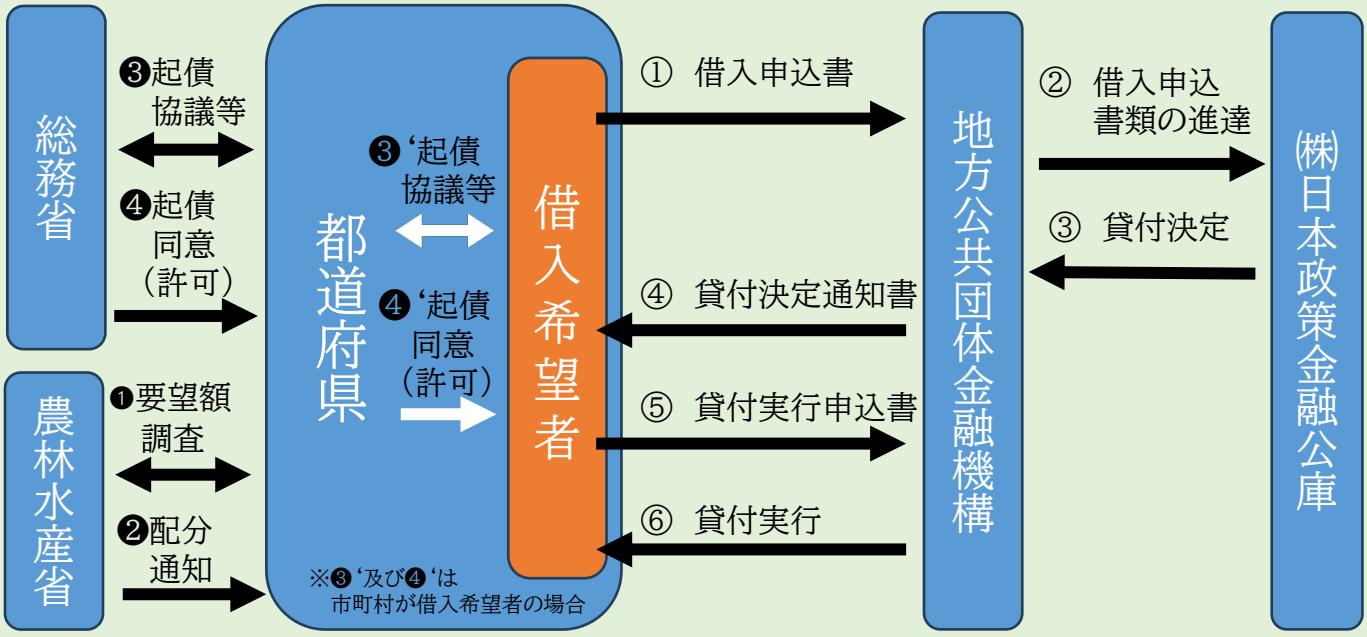
都道府県営事業の場合は㈱日本政策金融公庫と直接融資手続きを行い、団体営事業の場合は原則として信連などの受託金融機関を通じて融資手続きを行います。
詳細は、㈱日本政策金融公庫及び公庫各支店（沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）にご相談ください。

＜手続き例：団体営事業による貸付申込の手順＞



手続きの方法（地方公共団体が借入者となる場合）

㈱日本政策金融公庫からの委託により地方公共団体金融機構が融資手続きを行います。
貸付を受ける際には、地方債の起債同意（許可）を受ける必要があります。
詳細は、地方公共団体金融機構にご相談ください。



＜問い合わせ先＞

●農林水産省畜産局飼料課 ： 03－6744－2399
●㈱日本政策金融公庫（農林水産事業） ： https://www.jfc.go.jp/
●沖縄振興開発金融公庫（農林水産事業） ： https://www.okinawakouko.go.jp/
●地方公共団体金融機構（融資部融資管理課） ： https://www.jfm.go.jp/financing/loan_kind/loan_green/index.html